

ハクビシン防除事業の実施について

(付議の要旨)

近年、ハクビシンに対する苦情や相談が増加していることから、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、ハクビシン防除事業を実施する。事業実施にあたっては、都の「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」による補助を活用する。

1 主 旨

区では、区民の安全確保の観点から「カラスの巣撤去緊急対策事業」を実施しているが、近年はハクビシンに対する相談や問合せが数多く寄せられている。東京都でも、ハクビシンに対する苦情・相談の増加を踏まえ、平成25年末に「アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を定め、防除に乗り出しており、都内各自治体に協力を求めている。こうしたことから、本区においても以下の通りハクビシン防除事業を実施する。

2 ハクビシンの苦情・相談の状況等

(1) 苦情・相談件数の推移

(件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (4月～6月)
世田谷保健所への相談	77※	100(18)	107(20)	(32)
都(世田谷区分)への相談	50	65	62	(15)
計	127	165	169	(47)

※平成23年度は8月～平成24年3月分の件数。()は4月～6月分の件数。

平成26年度については、6月までに32件の苦情・相談が世田谷保健所に寄せられており、前年より大幅に増加している。

(2) 防除効果

ハクビシンは、10月頃から家屋に侵入することが多い。そのため、この時期から駆除を始めることにより、防除効果は高くなると考えられる。

(3) ハクビシンが引き起こす問題

- ・侵入した家屋で、糞尿・ノミ・ダニなどを撒き散らして汚染することがある。
- ・騒音や振動、臭いによって快適性が損なわれる。

(出典：「外来種対策マニュアル(東京都環境局)」より抜粋)

3 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画について

東京都では、アライグマとハクビシンの防除に関して、外来生物法及び鳥獣保護法に適合した捕獲の方法及び捕獲した個体の取扱、都区が連携した実施体制や普及啓発の実施等を記した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を定めた。

都では、区市町村が都の防除実施計画に参加をすることで、「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」による補助対象とすることとしている。

- (1) 補助期間 平成29年3月31日まで
- (2) 補助率 補助事業の実施に必要な経費の1/2補助

4 区の事業概要

(1) 目的

ハクビシンを防除することにより、区民の生活環境の保全を図る。

(2) 事業内容

①ハクビシンの捕獲

総合支所地域振興課計画・相談及び環境総合対策室環境保全課で、区民からの相談を受け付け、現にハクビシンが家屋に棲みつき、糞尿等の被害が生じている場合に、天井裏等に「箱わな」を設置し捕獲する。なお、空家であっても、建物管理者が現場調査時の立会いや箱わなの管理等をすることが可能な場合は、同様の対応を図る。これらの作業は、捕獲資格をもつ専門業者に委託する。

②「箱わな」の設置期間

原則1週間とする。ただし、3週間まで追加して設置することができる。

③区民啓発

事業の周知及びハクビシンの生態等基礎知識に関する情報を区民に提供するため、リーフレットを作成する。また、同様の情報をホームページに掲載する。

(3) 事業の開始

平成26年9月15日から実施する。

(4) 事業の期間

都の補助期間が3ヵ年とされているため、当面、平成26年度～平成28年度を事業期間とする。なお、平成29年度以降の対応については、区内の被害や相談の状況、東京都の動向を踏まえ判断する。

5 所要経費（見込み）

- (1) 平成26年度事業費 約100万円（東京都より事業費の1/2補助あり）

【内訳】 捕獲委託料 約90万円（箱わな設置：20件、処分：4件）

啓発リーフレットの印刷 約10万円（4,000部）

※今年度は、予算事業「公害防止等指導」で実施している「カラスの巣撤去緊急対策事業」の委託料を活用して実施する。

- (2) 平成27年度・28年度事業費 各年度約200万円

6 他区の動向

杉並区、北区、葛飾区、品川区の4区で防除事業を実施している。

7 今後の予定

平成26年 7月 下旬 東京都との計画への参加協議及び補助協議
9月 4日 環境・エネルギー問題対策特別委員会報告
9月15日 区のおしらせ等で周知・事業開始